

長崎市農業委員会 令和 8 年 7 月総会 議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 29 日 14:00 開会
15:50 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 役 員 会 長 平尾 政博
会長職務代理者 村田 美津枝

4 出席農業委員（18 名）

岩永 一也	岩本 隆	上川 満治	河平 久明	城戸 利美
木村 眞実	柴原 恵	野中 麻美	野本 英世	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	村田 美津枝	森内 悟己
森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀		

5 欠席農業委員（1 名）

尾崎 正孝

6 出席推進委員（23 名）

今村 秀喜	浦川 英敏	浦川 雅晴	小方 貴子	川口 智也
久保 正	田中 幹生	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	橋口 清	本田 雅博	松尾 健人	松林 和幸
松本 貞幸	松本 守	三浦 芳人	宮崎 好徳	山口 栄治
山口 憲昭	山下 和孝	吉岡 信夫		

7 欠席推進委員（1 名）

松浦 行信

8 出席職員

【農委事務局】大場事務局長 松尾事務長 平尾農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

9 議事

【付議事項】

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (3) 非農地の判断について
- (4) 農地の賃借料情報の提供について

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について
- (3) 農業委員等の公務災害補償制度について

【その他の事項】

- (1) 農地違反転用防止強化月間事業について
- (2) 全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (4) 令和 8 年 8 月、9 月の行事予定について

○事務長 それでは、ただ今から令和 8 年 7 月農業委員会総会を開会いたします。総会に先立ちまして、7 月 21 日の農業委員会第 1 回総会において選定された、長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。平尾会長は前に移動をお願いいたします。お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は前の方をお願いいたします。

— 辞令交付 —

○事務長 以上で長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を終了いたします。続きまして、農業委員会事務局職員を紹介します。水産農林部長兼農業委員会事務局局長の大場一寿でございます。農政管理係長の平尾和也でございます。農地係長の中山健一でございます。最後に、私は事務長の松尾昌彦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは総会に入りたいと思います。議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。今期の長崎市農業委員会の会長を仰せつかりました、平尾政博です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、7 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。先ほど長崎市農地利用最適化推進委員の辞令交付を行いました。推進委員になられた皆様、今後ともよろしくお願いいたします。先日、熊本の方で大変大きな震度 7.1 の地震がございました。1 日も早く収束し、また被災された方々の 1 日も早い復興を心からお祈りいたします。それでは座って議事を進めさせていただきます。委員定足数報告を事務局からお願いします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 19 名のうち 18 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 24 名のうち 23 名でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議事録署名人を指名させていただきます。岩本隆委員と上川満治委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○岩本農業委員・上川農業委員（承諾）

○議長 議案の審議に入る前に、この新体制で今後 3 年間、農業委員会活動を行っていくわけですが、この機会に「農業委員会憲章」をしっかりと心に植え付けて、一体となって活動していきたいと思います。お手元の資料をご覧ください。この憲章は平成 28 年の全国農業委員会会長大会で採択されたもので、農業委員会活動を行うにあたり、常に心掛けて行動していくことが求められる基本的な事項が述べられております。再任された委員の方はご承知のことと思いますが、新任の委員の方もおられますので、改めて全員で確認したいと思います。それでは読み上げさせていただきます。

— 憲章読み上げ —

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。新任委員の方は初めての総会になりますので、疑問に思ったことは遠慮なく質問してください。それでは議案の審議に入ります。本日は、付議事項が 4 件ございます。まず初めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定

による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第 1 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川内町の農地 2 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小のため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○
○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 3 人で 360 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては松本守推進委員よりご報告いただきます。

○松本（守）農業委員 現地調査についてご報告いたします。7 月 15 日に私と尾崎農業委員、事務局とで現地確認を行ないました。申請地はショウガの栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第 1 号議案 2 番についてご説明いたします。議案書は引き続き 1 ページをご覧ください。本件は、議案記載の三川町の農地 5 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人は、隣接する知人の農地を引き継ぐためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。

〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で455日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては森内悟己農業委員よりご報告いただきます。

○森内農業委員 現地調査についてご報告いたします。7月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地はビワやミカンの栽培を行います。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第1号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」ですが、2番は〇〇委員が対

象の案件ですので、他の議案と分けて審議いたします。それではまず、第 2 号議案 2 番以外の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きます、第 2 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは 1 番についてご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。本件は、議案記載の田中町の農地 2 筆について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は新規就農者であり、設定後の経営面積は 284 m²となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、城戸利美委員から報告いたします。

○城戸農業委員 現地調査についてご報告いたします。7 月 1 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます 3 番についてご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地 1 筆の一部 1,734 m²について、長崎県農業振興公社が 20 年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、20 年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、現在の面積 8260.73 m²

のままであり、利用につきましてはシイタケの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、この 3 番から 5 番までは後ほど山口憲昭推進委員から、3 件あわせてご報告いたします。

続きまして 4 番についてご説明いたします。議案書は、引き続き 3 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地 1 筆の 713 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、現在の面積 8260.73 m²のままで、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。

続きまして 5 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地 1 筆 1,151 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は新規就農者であり、設定後の経営面積は 1,151 m²となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、3 番から 5 番まで 3 件まとめて、山口憲昭推進委員からご報告いたします。

○山口（憲）推進委員 現地調査、3 番から 5 番について報告します。7 月 2 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。2 番の申請地は利用権の新規設定で、利

用についてはビワの栽培、3 番及び 4 番の申請地につきましては再設定、5 番については新規設定で、いずれも露地野菜の栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして 6 番についてご説明いたします。議案書は、引き続き 4 ページをご覧ください。本件は、議案記載の蚊焼町の農地 2 筆計 1,053 m²について長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は 5 番の借受人と同一になります。設定後の経営面積は 2,204 m²となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員からご報告いたします

○松本（貞）推進委員 6 番の現地調査について報告します。7 月 2 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 次は 7 番についてご説明いたします。議案書は、5 ページをご覧ください。本件は、議案記載の長浦町の農地 2 筆、計 2,955 m²について長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 15,432 m²となり、利用につきましては

は、ブドウの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、この 7 番と次の 8 番は同じ地域の案件であることから 8 番の議案説明後に久保正推進委員から、あわせてご報告いたします。

続きまして 8 番についてご説明いたします。議案書は、引き続き 5 ページをご覧ください。本件は、議案記載の長浦町の農地 3 筆計 3,493 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、現在と変わらず 4,622 m²のままであり、利用につきましては、ブドウ、柑橘の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの 7 番とあわせて、久保正推進委員からご報告いたします

○久保推進委員 現地調査について報告します。7 月 2 日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は 7 番は利用権の新規設定で、利用についてはブドウの栽培を予定しており、8 番は再設定で利用についてはブドウ、温州ミカンの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 2 号議案 2 番以外について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案2番以外について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案2番以外について、計画相当と認めることに決定いたします。

続きまして、第2号議案2番の審議に入りますので、○○委員は一旦退席をお願いします。

— ○○委員 退席 —

○議長 それでは、第2号議案2番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして2番についてご説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地1筆1,445㎡について、長崎県農業振興公社が20年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、20年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は13,840㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員から、ご報告いたします。

○山口（憲）推進委員 現地調査２番について報告します。７月２日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第２号議案２番について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第２号議案２番について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第２号議案２番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは〇〇委員の復席をお願いします。

— 〇〇委員 復席 —

○議長 続きまして、第３号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第３号議案１番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたし

ます。議案書の 6 ページから 10 ページをご覧ください。10 ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は伊王島町二丁目の計 371 筆、計 80,907.24 m²でございます。なお、全筆とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はありません。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は伊王島の南半分、沖ノ島地域になります。次が拡大したものが、6 枚ございます。次が現地の写真です。現地の写真が 5 枚ございます。現地調査につきましては、調査を行いました松本貞幸推進委員よりご報告いただきます。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。6 月 10 日に森保委員及び事務局と二丁目について、現地確認を行いました。調査を行った 371 筆はすでに山林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 3 号議案の 2 番から 4 番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の 11 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 3 件、合計筆数が 7 筆、合計面積 2,852 m²について、非農地通知申出が提出されております。それでは、2 番について説明いたします。対象となる農地は、田手原町及び白木町の計 2 筆で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。2 枚ございます。現地調査につきましては、事務局から報告いたします。7 月 16 日に、村田農業委員及び事務局とで現地確認を行いました。申請地は、すでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

続いて、3 番について、説明させていただきます。対象となる農地は、三川町の農地 2 筆で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。

さい。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました森内悟己委員よりご報告いただきます。

○森内農業委員 現地調査についてご報告いたします。7月14日に事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、4番について説明させていただきます。対象となる農地は、高浜町の農地3筆で、詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。2枚でございます。現地調査につきましては、柴原恵農業委員より報告をお願いいたします。

○柴原農業委員 現地調査についてご報告いたします。7月10日に事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、原案のとお

り承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 3 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案「農地の賃借料情報の提供について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第 4 号議案「農地の賃借料情報の提供について」ご説明いたします。別紙の議案書、左上に「①—1」と記入された資料になります。1 ページをご覧ください。平成 21 年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第 52 条の規定により、農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの過去 1 年間分の農地法第 3 条申請、農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはばらつきが出るため、以前の締結分であっても、現在も賃貸借契約が継続しているものにつきましては、おおむね 5 年間分をデータとして採用し算出しております。また、それでも 5 件以上のデータがない場合には、参考として以前の賃借料を計上しております。それでは、2 ページをご覧ください。賃借料水準は 10 a 当たりということで、「1 田、2 畑、3 樹園地」の順で掲載をしております。田につきましては、琴海地区の基盤整備地区で 134 件のデータがあり、最高額が 26,000 円、最低額が 4,600 円ということで、平均額の 14,600 円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区の基盤整備地区、茂木地区、旧長崎地区につきましては、年間データ件数が 4 件以下のため、参考といたしまして昨年度公表していた賃料を計上しております。

2 番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区で、62 件のデータがあり、最高額が 30,300 円、最低額が 7,300 円ということで、平均額の 18,100 円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しております。

最後に 3 番目の樹園地でございます。長崎市全域として、117 件のデータがあり、最高額が 17,800 円、最低額が 3,500 円ということで、平均額の 9,200 円を計上しております。

次に 3 ページをご覧ください。参考といたしまして、令和 3 年度から令和 6 年度までの賃借料水準の推移を、また、4 ページには長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しておりますので後ほどご確認ください。賃借料の情報は、新しい数値をホームページ上で公表し、農委だよりの次号（冬発行分）に掲載するということで議案として上げております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。第 4 号議案についてご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 4 号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 4 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項 1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。左上に②と記した報告事項の資料の 1 ページから 4 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の転用の届出が 6 件提出されました。また、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は 7 件でした。計 13 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、7 月 10 日に開催されました。資料は、5 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」についてご説明させていただきます。左上に②-1 と記載した資料の 1 ページをご覧ください。今年度も、長崎県農業会議から農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について加入の案内があります。大きな 1 の「加入方法について」の「1.制度のあらまし」にありますように、この保険制度は、一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約になっております。被保険者である農業委員等が公務従事中の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われるという制度でございます。「3.の保険期間」は、毎年 10 月 1 日 16 時から 1 年

間となっております。「4.の補償内容と保険料」ですが、表に記載のとおり農業委員及び推進委員の皆さんにあてはまるのは、A型からC型までとなっておりますが、これは年間の平均活動日数によって区分されています。「5.の加入口数と型」につきましては農業委員会単位で加入することとなっており、加入者全員が同一口数で加入することとなります。そのほか、当該制度の詳しい内容については、資料をご参照ください。この保険には、長崎市農業委員会として毎年加入しており、例年、A型に3口加入しており、保険料は年額3,000円です。これらのことを踏まえ、今年度につきましても、加入するか、しないかをご協議いただき、加入するのであれば、どの型に何口加入するかということと、加入する際の保険料については、例年8月の報酬から差し引いて徴収しておりましたが、その徴収の方法についても、併せてご協議いただきたいと思います。なお、先日の運営委員会においては、例年どおりA型の3口でどうかということと、8月の報酬から差し引いてはどうかということで話があっておりますので、協議の参考にさせていただきたいと思います。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、運営委員会の中で、申込口数については、昨年と同様の条件でどうだろうかとの意見がございましたが、他にご意見はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、昨年と同様に、A型3口3千円ということで申し込みをしたいと思います。また、保険料については、8月の委員報酬から差し引くこととさせていただきます。

続きまして、その他の事項 1「農地違反転用防止強化月間事業について」事務局から説

明をお願いします。

○農地係長 それでは、令和 8 年度における違反転用防止強化月間事業についてご説明いたします。左上に③とある資料をご覧ください。資料の 1 ページから 5 ページになります。それでは資料 1 ページをご覧ください。まず、「1 の目的」についてですが、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止強化月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的としております。

次に、「2 強化月間」についてですが、毎年、8 月に行っておりますが、本年度につきましても 8 月 1 日から 8 月 31 日までを、強化月間として事業活動を行うこととしております。

次に、「3 の月間事業活動内容」としましては、①については、農業委員・推進委員の皆様が各担当地区の見回りを行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合には、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行い、5 ページに掲載しています別紙 3 の農地違反転用報告書により事務局へ報告をしていただきます。次の②から④の広報活動につきましては、長崎市の広報誌である「広報ながさき 8 月号」への掲載、及び市内の各地域センターや農協の各支店において 2 ページに記載するポスターの掲示や、3～4 ページに記載するチラシの配布を行います。

以上、違反転用防止強化月間事業の概略となります。委員の皆様方には、農地パトロールへのご協力をお願いいたします。なお、猛暑の中での活動となりますので、各自こまめに水分補給を行い、決して無理をしないでください。体調が優れない場合は、すぐに活動を中止していただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○上川農業委員 委員の皆さま、またよろしく願いいたします。まず、事務局の方にお伺いをいたします。農用地区域、地域計画で認められた区域という定義について改めてご説明をいただければと思います。

○農地係長 農用地区域に関しましては、所定の法律で定められた区域であります。

○議長 地域計画で定められた地域というのは優良農地でございまして、10年後も誰かがちゃんと耕作をして農地を維持していくという意味で、その農地をずっと残していくということで地域計画というのが令和7年度3月に策定が終わりまして、それから毎年ブラッシュアップといって、ずっと変わっていくわけですが、誰がそこを守っていくかというのを、ずっと問うていかなくてもなりません。しかし現在長崎市の中でも10年後の農地を誰が守るかというのを簡単に決めることはできなくて、白地が多いわけなんです。しかし、そこを将来誰かが守っていくんでしょうけど、誰が守るかというのがまだ決定できないというのが全国的にあるんだと思っております。そういうことで、地域計画というのはこれからもどんどん検討しながら、皆さんで話し合っってその地域をどうやって守っていくか、誰が守っていくかというのを決めていくのが地域計画ではないかと思っております。

○上川農業委員 平尾会長、改めて詳しく説明していただきありがとうございます。実を言いますと、茂木地域管内、これは今から言います番地、事務方もメモしていただければと思いますが、〇〇町〇、〇〇町〇、ここに大規模な太陽光施設が10年くらいに渡って稼働中でございます。ここは、先ほど会長がおっしゃったような農用地区域また優良農地に該当する基盤整備済みの区域でございます。今後もこういった状況を認めていくのかというのは、私共、以前山下事務長がおられるときから木場事務長までの間に、その意見を求

めてまいりました。でも、何ら解決もなされずに今現在に至っております。今後の方向性として、運営委員会での協議の結果を求めて結構ですので、この対策についてどう判断をしていくかというのを、今一度検討をいただいて、ご回答をいただきたいと思いますっております。以上です。

○議長 　ただ今のご意見に関しましては、以前もだいぶ、所有者や設置者を呼びつけてから、色々注意をしたわけでございますが、ただ九電も認可を受けていない施設から売却を受け付けるというのが、九州電力にしても非常にいけないことだと私たちとしては思っております。今後、営農型についてもだんだん厳しくなって、1反ベースで50万円以上の収益が上がらない作物は営農型を作っていけないというふうに検討されてきておりますので、そこらへんを今からまた、事務局と一緒に検討しながら対応していければと思っております。よろしくお願いします。

○上川農業委員 　ありがとうございます。補足で伝えますと、地域住民の方からここに対する設備の被害、例えば台風による飛散、または光の妨害、それとやはり住民から質問を受けた際に、ここら辺はそういうことをしていいんだというマイナスの捉え方になっていくと思いますので、できれば強く強く指導と、部署間を超えて、環境も含めて強く申し入れをしていただきたいというふうに思っております。

○事務局長 　ご指摘いただきありがとうございます。ご案内ありましたように、私、市長部局の水産農林部長も兼ねております。市側といたしましては、お話がありましたように、環境部等々ありますし、地域生活に直結するようなお話でありましたら、他の担当部局もありますので、もしうちの中で問題提起をさせていただいて、それはそれで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 他にありませんか。ないようでしたら、続きましてその他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」、及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」説明いたします。資料は 6 ページをお願いします。現在の新聞購読部数は先月の報告以降、2 件の中止の申し出があり、今年度の目標部数 102 部に対し、85 部となっております。今回新たに委員になられ、まだ新聞購読されていない方につきましては、是非購読申込みをお願いしたいと思います。

また、資料の 8 ページですが、農業者年金加入者については、今年度の目標である新規加入者 3 人に対し、実績は 0 人です。どちらも目標達成に向けて引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」についてですが、本日は、新しい体制での初めての総会になりますので、活動記録簿について、ご説明させていただきます。資料の 9 ページをご覧ください。令和 4 年 2 月に農林水産省経営局長及び農地政策課長から通知があった「最適化活動のガイドライン」により、「成果目標」と「活動目標」を設定し、その達成状況について毎年点検・評価を行い、公表することが定められました。この「成果」と「活動」の状況を「見える化」するため、委員の皆さんは、農地法に基づく現地調査、地域の農業者からの相談対応、地域での話し合いへの参加、農地の状況確認など、日々活動した内容について、活動記録簿に記載することを徹底するように求められています。資料 10 ページをご覧ください。活動記録簿にどんな活動を記録すればいいのかご説明します。令和 4 年度以降、委員の皆さんには、総会や農地パトロール、

現地調査などの活動内容に加え、「日常の何気ない活動」も含め、委員の皆さんが行った活動を全て記載していただくようになりました。では、「日常の何気ない活動」というのはどんな活動かといいますと、まず、①ですが、農業委員・推進委員になったことにより、これまで以上に地域の農地の状況が目に入り、気になるようになると思います。総会や地域での会合、自分の圃場に向かう途中など、いつも目にしている農地だからこそ、不耕作や遊休化、違反転用など状況が変化したときに気づくものです。この無意識に見ていることが「農地の見守り」活動になります。11 ページをご覧ください。何気ない活動②ですが、部会や地区の集まり、圃場やお店での立ち話、電話などにより農家の方と話をした際に、「農地や後継者のことが話題」になる時があると思います。これは、委員として、農地の出し手・受け手の意向把握につながるため、「仲間への声掛け」活動になります。

続いて、本日配布している、A4 横書きの「農業委員会活動記録について」という資料をご覧ください。主な箇所を説明します。2 ページの「2 最適化活動の目標」ですが、今年度の目標日数は月 8 日としております。その達成のために、週 1 回程度、「農地の見守り活動」と「仲間への声掛け活動」の 2 つの活動を意識して行っていただき、それに加えて現地確認や農地利用状況調査などの事務局から依頼する活動を行っていただければ、月 8 日の活動はクリアできると考えております。ただし、農地の見守り活動について、同じ個所の内容を毎日記載することについては認められておりません（別の個所であれば問題ない）。

次に、3 ページ「5 最適化活動に分類される活動」ですが、国のガイドライン及び最適化交付金の対象となる活動項目は、活動記録セット 9 ページの活動項目一覧の大項目のうち 2「担い手への農地の集積・集約化」・3「遊休農地の発生防止・解消」・4「新規参入の促進活動」の活動が対象となります。ただし、これら以外の活動や、委員としての活動に直接関係のないものでも、4 ページに記載のように、その活動の中で併せて最適化活動を行い、活動記録簿に記載することで対象となります。

新しい委員の皆さんは、この説明だけではなかなかわかりにくいと思いますので、不明

な点などは、事務局や先輩の委員の方に尋ねていただければと思います。最後に活動記録簿の提出についてですが、基本的に 1 月分をまとめて、総会開催の日にご提出いただいております。7 月及び 8 月の活動記録簿は、来月の 8 月の総会の際に提出いただきますようお願いいたします。なお、推進委員の皆さんについては、農地の情報を閲覧したり、今説明した活動記録を入力できるアプリが入ったタブレットを、本日お渡しする予定でしたが、OS のアップデートが間に合わなかったため、タブレットが準備できるまでは、活動記録簿は紙での提出をお願いします。その他の事項 2 及び 3 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○岩本農業委員 令和 8 年度の全国農業新聞購読目標達成ということで、目標は 102 部、購読は 85 部ということで 17 部の差があるんですけど、達成はしなくてもでしょうか。それともずっとこのままだってんなので、なんとか達成するように何か考えないといけないのか、そういうことを聞きたいんですけど。

○農政管理係長 あくまで目標なので、そこを目指して頑張ってくださいというところはお願いたいんですけども、去年の実績で見ても目標には追いついてなくて、ただやはり委員の皆さんには営業と言いますか、そのへんをお願いしたいと思っています。今回は委員の改選もありまして、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、ぜひ購読していただければと思っています。

○岩本農業委員 市議会の議員さんも入ってもらえればと思ったんですけど、読んでない人もいますよね。

○議長 議会にもお願いに行ったんですよ。議長、副議長のところに、全国農業新聞をぜひ読んで、農業を勉強して議会でも質問をしてくださいということで行ったんですけど、なかなかですね。それで、やはりこの目標を達成して何%か上乘せをした人たちには全国農業会議所から表彰と金一封が来るんですよ。前うちも金一封をずっときてたんですけど、目標を達成していましたので。何年か前から目標を達成できない状況なので、できるだけ目標を達成するように努力したいなと思っているんです。それで、運営委員会のときにもお願いしたんですけども、皆さんの3年間の在任中に、できたら農業者年金加入推進、それから全国農業新聞の推進ですね、これを必ず1件は声をかけていただいて、成功しなくてもいいんですよ。声をかけていただいて、活動記録に誰々さんに新聞をとってくれんかというふうをお願いしたというふうな活動の記録を残していただければと思っておるわけです。ぜひ、皆様のご協力をいただいて、長崎ももう何年も目標を達成しておりますので。まあ年金は毎年目標を達成しているわけですけど、今年もみんなで頑張ってください、まあ3年ですから、なんとかしていただければと思っております。新しく推進委員になられた方も、まだ60歳になってない方はできたら農業者年金に入っていたきたいと思っています。もし近くで若い新規就農者がおられたら、ぜひ推進して、これは農業委員のためではなくて、農業者のためですから、年金ももらえればよかもんな。年金をもらいながら農業するのが一番楽しいですもんね。そういうことで健康の為にも年金をぜひもらうように、皆さんの近くで頑張っておられる方、特に夫婦で頑張っておられる方には、少しでもいいから入っとかんねというふうに推進していただきますようお願いいたします。ですから、3年間の任期中に必ず1件は声をかけていただきますようお願いいたします。パンフレットは毎年5人の方に配ってもらわんといかんですけどね。よろしくお願いいたします。

○岩本農業委員 厚生年金に入ったらダメという話を聞いたんですが。

○議長 これは国民年金 1 号というのに入っていないと入れないんです。国民年金も毎月 200 円ずつ収めるわけですけど、農業者年金はずっと後から上乘せで返ってきますので。それから経費にもなりますので、パンフレットもありますので勧めていただければと思います。他にございませんか。

○松本（守）推進委員 推進委員の今月分の報酬ですね、6 月分までは 34,000 円なんですけど、7 月分だけ 22,000 円となっております。7 月 19 日までの計算でしてあるのかなと思っているんですが、その通りでしょうか。

○農政管理係長 その通りでございます。継続の委員さんは 7 月分は 19 日までの日割りというかたちで、20 日以降の分については辞令の開始の日から 31 日までの日割りを 8 月の報酬と一緒に支払いたします。これは全員協議会でも改めて説明させていただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○山口（栄）推進委員 活動記録簿の確認についてなんですけれども、8 月が違法農地のパトロールがメインになるようなのですが、これも活動記録に書いていいんでしょうか。

○野本農業委員 書いていいです。

○議長 活動記録には隣の人や近所の人と会った時に、どげんしよっとなと話しただけでも、5 分でも 10 分だけでもいいですから、ちょっと話したことを書いてください。農業に

関したことから結構ですので、活動記録に書いて、3 月末にはたくさん報酬をいただくように頑張ってください。他にございませんか。

○城戸農業委員 大きな問題であります遊休農地対策の取組みについて、ある情報によりますと交付金を受給して 2 億円、会計検査院で過大支払いということで返還を求められたという記事があったものですので、委員会のメンバーの方でも中山間直接支払交付金を活用されているかと思うんですけれども、木が植わったり、違反転用をしたりしたという事例が他の都道府県であったということですので、できれば関係者の組織につきましても、農地パトロールを含めて適正な農地管理をすべきかなと感じましたので、もしそういう事例がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○農地係長 私たちの農業委員会で行っている業務と農政部局で行っている業務は密接な関係がありますので、私たちの申請に関しても情報の交換をしたりしておりますので、その点気を付けて、私たちも取り扱っていきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願ひいたします。

○城戸農業委員 それで、5 年遡って戻せという話もあるようですので、そうなれば何百何十万になるので、今農水省が会計検査院を止めてるようです。そういう事例がありますので気を付けてしないといけないと思います。

○議長 今お聞きになったように、中山間事業、また多面的交付金についても、その中に違反転用があったりしたら、交付金の返還を言われるそうですので、そういうことがないように指導をよろしくお願ひいたします。しかし、この中山間事業、多面的支払い交付金は、これから農家だけでは農地を守っていけませんので、皆さんで推進して地域で頑張っ

ていただければと思っております。よろしくお願いいたします。他にございませんか。

○松尾（健）推進委員 先ほどから、違反転用防止ですが、違反と許可された農地はどうやって区別したらいいのでしょうか。

○農地係長 まず、皆さん地域で活動されていると思うんですけども、よくあるのがずっと農地だったんだけど、いきなり変わったということで問い合わせが委員さんからあったりします。おっしゃるとおり、見た目だけでは許可を取ってるのか取ってないのか分からないと考えております。常日頃、私たちもこういった場で委員さんとお話して、相談を受けたりとか、場所が分かれば調べますので、許可が出ているのか違反なのかを確認ができますので、そういう事例がございましたら電話でもいいですので、私どもに連絡していただければ調べますので。私たちも実際現場に行ってみてそれが違反転用かどうかは、持って帰らないと分からない面がありますので、そういう疑わしいものがでたら、すぐご連絡をお願いいたします。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、事務局長お願いします。

○事務局長 ご挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。農業委員会事務局の大場と申します。市長部局の水産農林部長も兼ねております。今日、推進委員さんたちの委嘱も終わりました、今日を皮切りに新しい任期３年の農業委員会活動が本格化されるんじゃないかと思っております。農業委員さんにつきましても、推進委員さんにつきましても、いずれも法で定められた大切な職責でございますので、非常勤ではございますけれども、みなさん公務員としての顔も持つということになるとというところでございます。従いまして、今日会長からお読みいただきました農業委員会憲章を、全部覚えてくださいと

いうことではございませんけれども、少しでも頭の片隅においていただいて、活動いただきたいと思いますし、事務局といたしまして私含め並んでおります事務局職員共々、今後仲間としてよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、あいさつも兼ねまして、2点お話をさせていただきたいと思います。1点目なんですけれども、私共行政というのは現場の状況というのをしっかりと把握することがすごく大事でございまして、特に農業漁業の一次産業はなおのことと考えております。従いまして、地域の困りごとであったりとか、農業振興のためのご意見、なんでも結構でございますので、この会議の場だけではなくて日頃のお電話などでも、遠慮なくお話をいただければと思っております。

2点目は安全と体調の管理でございまして、これから暑い時期を迎えてまいります。調査等で山の中等に行かれることもあるかと思います。また、日々の営農活動も体力的なご負担もあろうかと思いますので、ぜひ安全面の管理、体調面の管理にご留意いただきまして、会議毎月ありますが、そこで皆さんのお元気な顔を拝見できればと思っております。簡単ではございますけれども、私からあいさつとさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは最後に、その他の事項4「令和8年7月、8月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで7月の農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。